

社会福祉法人大樹会 SocialWork 日南
役員及び監事の報酬並びに費用弁償に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人大樹会 SocialWork 日南（以下「この法人」という。）の定款第九條及び第二三條の規定に基づき、理事長、理事、監事及び評議員並びに評議員選任解任委員会委員（以下「役員等」という）の報酬等並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 常勤役員とは、役員等のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいい、非常勤役員とは役員等のうち、常勤以外の役員をいう。
- (2) 報酬等とは、別表で定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。
- (3) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費・食費を含む)等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(勤務形態に応じた報酬等の区分)

第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として、次のとおり報酬等を支給するものとする。

- (1) 理事長（常勤） 報酬（賞与、退職慰労金を含む）
- (2) 監事 (非常勤) 報酬
- (3) 理事 報酬
- (4) 評議員 報酬
- (5) 評議員選任解任委員会委員 報酬

2 この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬等は支給しない。

(報酬等の額の算定方法)

第4条 役員には、別表で定める金額の範囲内で、報酬を支給することができる。

- 2 個々の役員の報酬は、別表1に定める額とする。
- 3 この法人の全理事の報酬総額は、年間1,000万円以内とする。
- 4 この法人の全監事の報酬総額は、年間20万円以内とする。
- 5 この法人の理事長の報酬月額、賞与及び退職慰労金は、別表2に定める額とする。
- 6 各々の役員の報酬月額は、役員俸給表のうちから、評議員会の承認を得て決めるも

のとする。

7 計算金額に1円未満の端数が生じたときは、これを1円に切り上げる。

(費用弁償)

第5条 この法人は、役員がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

2 役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は通勤費支給基準に準ずる。

3 役員等には、この法人の旅費規程に準じて旅費として支給することができる。

(支給の方法)

第6条 役員の報酬等及び費用(旅費を除く。)は、毎月25日に支払うものとする。なお、支給日が土日、祝祭日にあたる場合は、前営業日に支払うものとする。

2 役員の報酬等及び役員の旅費は、必要の都度支払う。

(支給の形態)

第7条 報酬等及び費用は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

(細則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に細則で定めるものとする。

附則

この規程は平成30年12月26日から施行する。

この規定は令和2年4月1日から施行する。

この規定は令和2年7月1日から施行する。

社会福祉法人大樹会 Social Work 日南役員報酬及び費用弁償規程は廃止する

社会福祉法人大樹会 Social Work 日南 役員報酬および費用弁償規程

(目的)

第1条 この規程は社会福祉法人大樹会 Social Work 日南（以下「法人」という。）の役員の報酬および費用弁償に関する事項を定める。

(報酬)

第2条 法人の役員に対して報酬は支給しない。

(費用弁償)

第3条 役員が、理事会・評議員会ならびにその他の会議に出席するため、あるいは法人の業務のために旅行したときは、その費用を弁償する。

2 費用の弁償額は、役員の居住地から計算し、法人職員の旅費規程に準じて、交通費の実費額とする。

3 日当および宿泊料は、次のとおりとする。

日 当	5,000円/日 (但し、半日の場合は3,000円とする)
宿泊料	実費額 (但し、上限8,000円/泊とする)

(適用除外)

第4条 施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

(改正)

第5条 この規程の改正は、理事会の議決を得て改正する。

附 則

この規程は、平成25年10月1日から施行する。